

三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 多機関検証委員会の設置に関する要領

(目的)

第1条 本県の子どもの死因を多角的に検証するとともに、検証結果をもととした今後の対応策などを検討するため、三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業多機関検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置するものとする。

(構成)

第2条 検証委員会は、医療、児童福祉、教育、司法関係者等から構成され、当該会議の議題により委員を召集する。

- 2 検証委員会は座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により定める。
- 4 座長は会議を進行する。
- 5 座長に事故ある場合は、あらかじめその指名する委員が代理する。

(関係者の出席)

第3条 三重県子ども・福祉部長は、検証委員会の目的を達成するために必要があると認めるときは、第2条に掲げる者以外の関係者に対し出席をもとめ、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 検証委員会の庶務は、三重県子ども・福祉部子育て支援課及び国立大学法人三重大学が行う。

(秘密の保持)

第5条 委員及び関係者は、委員会において知り得た事項に関しては、正当な理由なく、他に漏らしてはならない。またその職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、三重

県子ども・福祉部長が定める。

(附則)

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。